

令和4年度 第1回二宮町地域公共交通活性化協議会 次第

日 時：令和4年6月24日（金）

午前10時00分より

場 所：二宮町役場3階 第1委員会室  
（オンライン併用（Zoom））

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

- |                                |        |
|--------------------------------|--------|
| (1) 令和3年度歳入歳出決算について            | 【報告事項】 |
| (2) 令和4年度歳入歳出予算について            | 【報告事項】 |
| (3) への♥バスのルート改編に伴うバスマップの作成について | 【報告事項】 |
| (4) への♥バスの利用状況について             | 【報告事項】 |
| (5) への♥バスの利用促進策について            | 【承認事項】 |
| (6) 二宮町生活交通確保維持改善計画（案）について     | 【承認事項】 |
| (7) デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について  | 【承認事項】 |
| (8) その他                        |        |

4. 閉会

事前配布資料

- ・資料1：令和3年度 二宮町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算書及び会計監査報告書
- ・資料2：令和4年度 二宮町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算書
- ・資料3：バスマップ素案
- ・資料4：への♥バスの利用状況について
- ・資料5：への♥バスの利用促進策と今後の検討について
- ・資料6：二宮町生活交通確保維持改善計画（案）
- ・資料7：デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について
- ・参考資料：『令和4年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿』  
『二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱』  
『二宮町附属機関が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱』

当日配布資料

- ・『令和4年度 第1回二宮町地域公共交通活性化協議会 席次表』

## 令和3年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書

## 1) 歳入

(単位：円)

款 項 目	当初予算額	補正額	決算額	増減	説 明
1 補助金	0	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	0	
2 負担金	126,000	△ 75,000	51,000	0	
1 負担金	126,000	△ 75,000	51,000	0	
1 負担金	126,000	△ 75,000	51,000	0	二宮町より
3 繰越金	666	0	666	0	
1 繰越金	666	0	666	0	
1 繰越金	666	0	666	0	前年度繰越金
4 雑収入	334	0	0	△ 334	
1 雑収入	334	0	0	△ 334	
1 雑収入	334	0	0	△ 334	
合 計	127,000	△ 75,000	51,666	△ 334	

## 2) 歳出

(単位：円)

款 項 目	当初予算額	補正額	決算額	不用額	説 明
1 運営費	90,000	△ 39,000	51,000	0	
1 事務費	90,000	△ 39,000	51,000	0	
1 事務費	90,000	△ 39,000	51,000	0	委員会出席報償費 (会議2回開催)
2 事業費	36,000	△ 36,000	0	0	
1 事業費	36,000	△ 36,000	0	0	
1 事業費	36,000	△ 36,000	0	0	
3 予備費	1,000	0	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	0	1,000	
合 計	127,000	△ 75,000	51,000	1,000	

歳入合計51,666円-歳出合計51,000円=差引残額666円は、次年度へ繰り越します。

## 会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和3年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和4年5月19日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 二宮町地区長連絡協議会

小口愛子

## 会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、令和3年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和4年6月8日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 神奈川県県土整備局 都市部 交通企画課  
副課長 最上 祐紀

## 令和4年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算書

## 1) 歳入

(単位:円)

款項目	令和4年度 予算額	令和3年度 当初予算額	比較増減	説明
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	国庫補助金
2 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	
1 負担金	126,000	126,000	0	二宮町より
3 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	前年度繰越金
4 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	利子等
合計	127,000	127,000	0	

## 2) 歳出

(単位:円)

款項目	令和4年度 予算額	令和3年度 当初予算額	比較増減	説明
1 運営費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	
1 事務費	90,000	90,000	0	委員出席報償費
2 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	
1 事業費	36,000	36,000	0	この♥バス利用促進事業
3 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
1 予備費	1,000	1,000	0	
合計	127,000	127,000		

# 二宮町コミュニティバス時刻表

令和4年10月改正

資料 3



©東京ハイジノ二宮町

## 『二宮町コミュニティバス』

二宮町では、交通空白・不便地域の解消を図り、誰もが生活に必要な移動手段を確保することができ、それを維持し続けることができる公共交通体系を目指しており、路線バスの補完的役割としてコミュニティバスを運行しています。

路線バスやタクシーと同様、町のコミュニティバスも利用が少ないと縮小や廃止に繋がりますので、お出かけの際は公共交通を積極的にご利用ください。

## 運賃

- 大人200円(高校生以上)
- 子ども・障がい者等100円(未就学児無料)
- 二宮町コミュニティバス限定の割引手形・回数券
- ◆ニーノ手形(運賃100円引き手形)
- ◆ミーヤ手形(購入者制限付き。運賃200円引き手形)
- ◆二宮町コミュニティバス回数券(1冊2,000円・100円券24枚綴り)
- ◆運転免許返納者に対する特典として、証明書の提示でニーノ手形12か月分の引換券をお渡します。



販売場所:  
二宮駅前サービスセンター(北口)  
電話:0463-73-1202  
営業時間:  
月・水・金のみ営業  
11:30~12:30/13:30~19:00  
※該当曜日が祝日の場合も営業

二宮町地域公共交通活性化協議会  
二宮町 都市部都市整備課  
電話 0463-71-3311

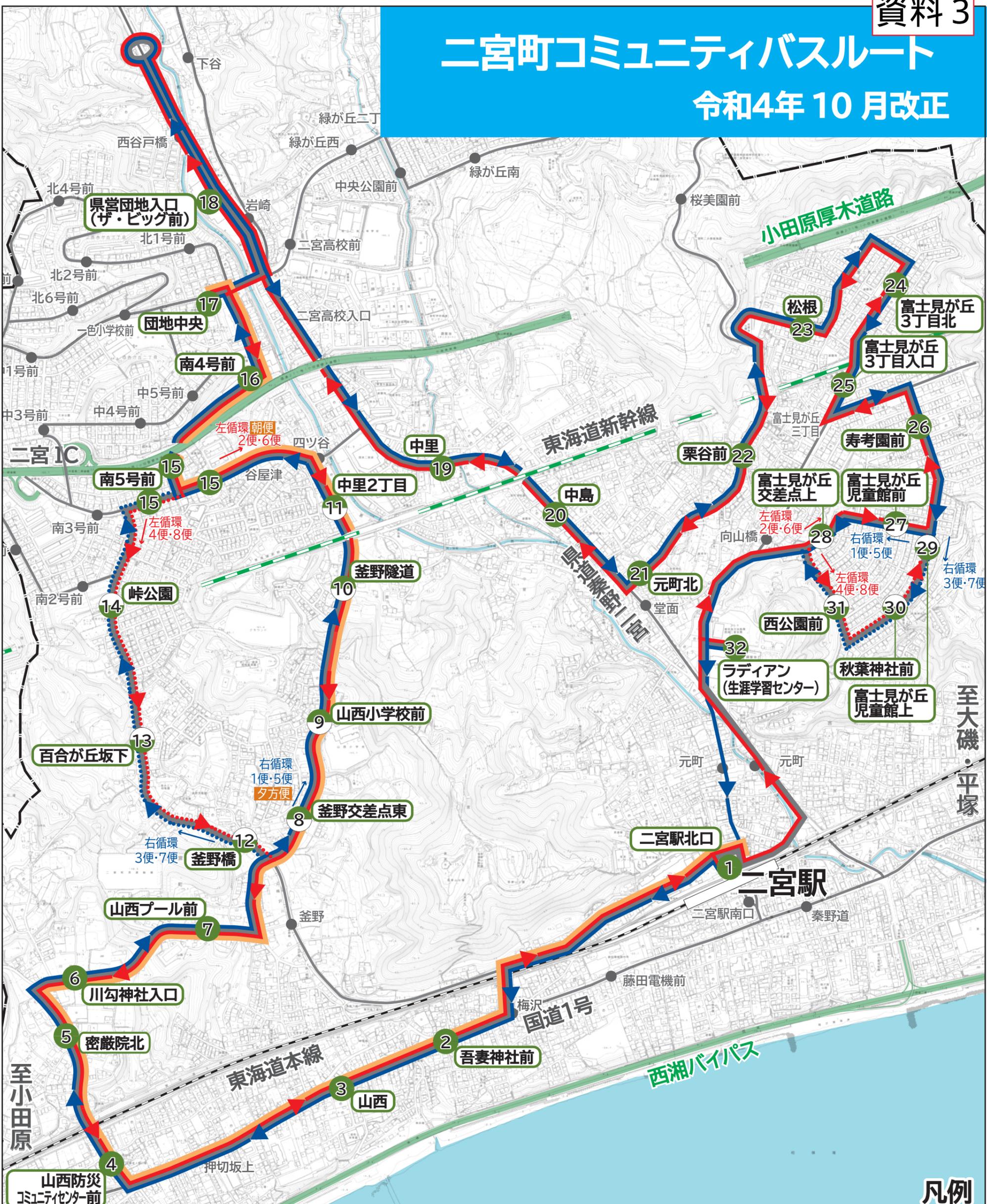
便数	時刻	経路	備考
朝便	8:00発	左循環(団地中央始発 山西小学校前経由 二宮駅北口行)	8:02 8:01
1便	8:15着	右循環(山西小学校前・富士見が丘児童館前経由)	8:11 8:10 8:09 8:08 8:07 8:06 8:05 8:05 8:04 8:03
2便	9:24着	左循環(富士見が丘児童館前・山西小学校前経由)	9:20 9:18 9:17 9:16 9:15 9:14 9:12 9:11 9:10 9:09 9:08 9:02 9:00 8:56 8:57
3便	10:45発	右循環(峠公園・西公園前経由)	10:47 10:48 10:49 10:50 10:51 10:52
4便	11:24着	左循環(西公園前・峠公園経由)	11:20 11:18 11:18 11:17 11:16 11:15 11:14 11:12 11:11 11:10 11:09 11:08 11:02 11:00 10:52 10:53 10:55 10:56 10:57
5便	13:45発	右循環(山西小学校前・富士見が丘児童館前経由)	13:47 13:48 13:49 13:50 13:51 13:52 13:53 13:54 13:54 13:55
6便	14:24着	左循環(富士見が丘児童館前・山西小学校前経由)	14:20 14:18 14:17 14:16 14:15 14:14 14:12 14:11 14:10 14:09 14:08 14:02 14:00 13:56 13:57
7便	16:45発	右循環(峠公園・西公園前経由)	16:47 16:48 16:49 16:50 16:51 16:52
8便	17:24着	左循環(西公園前・峠公園経由)	17:20 17:18 17:18 17:17 17:16 17:15 17:14 17:12 17:11 17:10 17:09 17:08 17:02 17:00 16:52 16:53 16:55 16:56 16:57
夕方便	18:30発	右循環(山西小学校前経由 団地中央行)	18:32 18:33 18:34 18:35 18:36 18:37 18:38 18:39 18:39 18:40
	18:45着		18:41 18:42

※二宮町コミュニティバスは平日のみ運行  
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は運休)

(●山西小学校前・富士見が丘児童館前経由(朝便・右左循環・夕方便)のみ停まります。

(●峠公園・西公園前経由(右左循環)のみ停まります。)

# 二宮町コミュニティバスルート 令和4年10月改正



凡例

	団地中央発【左循環】		(山西小学校前経由 二宮駅北口行)【朝便】
	二宮駅北口発【左循環】		(富士見が丘児童館前・山西小学校前経由)【第2便・第6便】
	二宮駅北口発【右循環】		(西公園前・峠公園経由)【第4便・第8便】
	二宮駅北口発【右循環】		(山西小学校前・富士見が丘児童館前経由)【第1便・第5便】
			(峠公園・西公園前経由)【第3便・第7便】
			(山西小学校前経由 団地中央行)【夕方便】

にの♡バスの利用状況

25年10月から再編

29年10月から再

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
大人	15,492	11,964	7,295	7,512	7,829	10,493	16,456	17,022	14,638	17,022
子ども	662	447	1,472	1,898	1,436	634	950	981	464	180
障がい者等	665	536	493	699	648	597	892	920	781	852
小計	16,819	12,947	9,260	10,109	9,913	11,724	18,298	18,923	15,883	18,054
運行日数	245	244	244	243	243	244	248	243	243	242
1日平均乗車数	69	53	38	42	41	48	74	78	65	75
運行経費	12,508,650	12,702,900	12,706,200	12,637,944	12,470,760	15,000,120	15,002,356	12,617,370	14,528,700	15,606,175
運賃収入	2,388,400	1,992,250	1,654,400	1,760,800	1,773,800	2,171,400	2,716,700	2,727,200	2,400,600	2,866,400
町負担額	10,120,250	10,710,650	11,051,800	10,877,144	10,696,960	12,828,720	12,285,656	9,890,170	12,128,100	12,739,775
1人の移動に係る町負担額	602	827	1,193	1,076	1,079	1,094	671	523	764	706

割引手形購入等実績 (H29年10月～) 累計	R1年度	R2年度	R3年度	
ニーノ手形 (6ヶ月)	42	7	5	9
ニーノ手形 (12ヶ月)	27	6	5	5
ミーヤ手形 (6ヶ月)	11	2	1	2
ミーヤ手形 (12ヶ月)	105	25	17	25
ニーノ手形12ヶ月 (免許返納分)	51	7	14	9
ミーヤ手形12ヶ月 (免許返納分)	9	1	2	4
回数券 (単位:冊)	869	211	158	179

●令和元年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	1,396	1,317	1,470	1,585	1,445	1,459	1,591	1,343	1,526	1,267	1,412	1,211	17,022	1,419
子ども	94	76	90	89	56	85	114	105	85	86	85	16	981	82
障がい者等	76	78	74	90	64	88	82	83	84	66	51	84	920	77
小計	1,566	1,471	1,634	1,764	1,565	1,632	1,787	1,531	1,695	1,419	1,548	1,311	18,923	1,577
運行日数	20	19	20	22	21	19	22	20	20	19	20	21	243	20
1日平均乗車数	78	77	82	80	75	86	81	77	85	75	77	62	78	-
運行経費	1,075,120	1,021,364	1,075,120	1,182,632	1,128,876	1,021,364	1,204,522	1,095,020	1,095,020	1,040,269	1,136,196	541,867	12,617,370	1,051,448
運賃収入	196,400	199,600	250,700	265,700	240,500	219,600	228,100	234,800	269,600	197,100	214,600	210,500	2,727,200	227,267
町負担額	878,720	821,764	824,420	916,932	888,376	801,764	976,422	860,220	825,420	843,169	921,596	331,367	9,890,170	824,181
1人の移動に係る町負担額	561	559	505	520	568	491	546	562	487	594	595	253	523	-

●令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	837	787	1,224	1,235	1,284	1,329	1,447	1,340	1,397	1,027	1,192	1,539	14,638	1,220
子ども	12	8	29	64	68	88	44	39	41	29	20	22	464	39
障がい者等	87	62	53	63	47	70	69	56	68	56	63	87	781	65
小計	936	857	1,306	1,362	1,399	1,487	1,560	1,435	1,506	1,112	1,275	1,648	15,883	1,324
運行日数	21	18	22	21	20	20	22	19	20	19	18	23	243	20
1日平均乗車数	45	48	59	65	70	74	71	76	75	59	71	72	65	-
運行経費	1,234,653	1,058,274	1,293,446	1,234,653	1,175,860	1,175,860	1,293,446	1,117,067	1,175,860	1,117,067	1,058,274	1,594,240	14,528,700	1,210,725
運賃収入	118,400	116,600	174,400	194,500	228,800	240,400	224,700	220,000	228,600	232,100	183,600	238,500	2,400,600	200,050
町負担額	1,116,253	941,674	1,119,046	1,040,153	947,060	935,460	1,068,746	897,067	947,260	884,967	874,674	1,355,740	12,128,100	1,010,675
1人の移動に係る町負担額	1,193	1,099	857	764	677	629	685	625	629	796	686	823	764	-

●令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	1,425	1,174	1,542	1,390	1,457	1,499	1,471	1,491	1,501	1,299	1,197	1,576	17,022	1,419
子ども	23	16	15	50	24	12	4	12	5	9	5	5	180	15
障がい者等	74	66	100	60	51	60	65	85	78	57	79	77	852	71
小計	1,522	1,256	1,657	1,500	1,532	1,571	1,540	1,588	1,584	1,365	1,281	1,658	18,054	1,505
運行日数	21	18	22	20	21	20	21	20	20	19	18	22	242	20
1日平均乗車数	72	70	75	75	73	79	73	79	79	72	71	75	75	-
運行経費	1,287,111	1,103,238	1,348,402	1,225,820	1,287,111	1,225,820	1,287,111	1,225,820	1,225,820	1,164,529	1,103,238	2,122,155	15,606,175	1,300,515
運賃収入	245,200	188,200	241,100	224,400	245,500	250,400	240,600	250,600	254,200	220,800	257,200	248,200	2,866,400	238,867
町負担額	1,041,911	915,038	1,107,302	1,001,420	1,041,611	975,420	1,046,511	975,220	971,620	943,729	846,038	1,873,955	12,739,775	1,061,648
1人の移動に係る町負担額	685	729	668	668	680	621	680	614	613	691	660	1,130	706	-

## にの♡バスの利用促進策について

新型コロナウイルス感染症の影響で、標記の取り組みが遅延していましたが、令和3年度第2回協議会（令和4年1月開催）の決定に基づき、下記のとおり取り組みを進めたい。

### ①高齢者を対象としたお試し乗車

- ・「地域の通いの場」(※)のメニューとして登録し、要望に応じて講座を実施する。
  - ・講座では町の交通事情と合わせ、具体的なお試しコースとともに回数券を渡す。
- ※ 「地域の通いの場」とは、高齢者をはじめ地域住民が、他者とのつながりの中で主体的に取り組む、介護予防やフレイル予防に資する月1回以上の多様な活動の場・機会のこと

6月24日現在の経過

- ・昨年度にメニューとして登録し、今年度は約10地区から希望が出ている。

### ②保育園児による絵画等の車内展示

- ・保育園で作成した絵画等を一定期間にの♡バス車内に展示する。
- ・保護者に対する展示のお知らせは該当園により、独自に実施してもらう。

6月24日現在の経過

- ・5月の園長会議でお知らせし、1園から申し込みがある。(7月～8月中旬)

### ③園児、児童等を対象とした乗車練習

- ・小規模な保育園、小学校の遠足（主に吾妻山公園を想定）等に合わせ、にのバスを利用したメニューを提案する。
- ・事前申込制とし、申込数に応じ、乗り方の説明資料と回数券を渡す。

6月24日現在の経過

- ・乗車人数制限の関係で、百合が丘保育園、一色小学校に対して情報提供した。

### ④10月からのルート延伸に伴うザ・ビッグとの連携 【新】

- ・ルート延伸に際し、車内有料広告枠を活用した特売チラシ等を掲示してもらう。

6月24日現在の経過

- ・有料広告のため、ザ・ビッグに打診し、可能性について検討してもらっている。

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

番 号  
令和 4 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 二宮町地域公共交通活性化協議会  
住 所 二宮町二宮 961 番地  
代表者氏名 会長 梶田佳孝

生活交通確保維持改善計画認定申請書

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙  
のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

# 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月〇日

## 二宮町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
二宮町生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>二宮町は、JR東海道本線の二宮駅を起点とし、国道1号と県道71号（秦野二宮線）を軸とした路線バスを中心に、タクシー、コミュニティバスにより構成される公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これらの公共交通機関網は、駅や大規模商店、病院などを利用する町民のうち、特に車を運転できない方の日常生活を維持する上で必要不可欠なものである。</p> <p>しかし、自家用車の普及と近年深刻化している人口減少により、利用者の減少や運転手の不足に起因した路線の縮小などが発生している。</p> <p>このような中、路線の縮小や地形的要因（急傾斜地）で発生した公共交通空白不便地域の生活の足を確保するため、平成25年度にコミュニティバスの再編を行ったうえデマンド型交通を導入した。</p> <p>しかし、デマンド型交通は、利用促進策を実施しても利用実績が目標値に遠く及ばず、導入地域からもコミュニティバスの利用希望が多くなったため、平成29年9月末をもって休止とし、デマンド型交通を導入していた地域を含めコミュニティバスの再編を行った。</p> <p>コミュニティバスの再編に際し、町の交通計画に掲げる「誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けられることができる公共交通体系」となるため、停留所の設置箇所やルート、ダイヤを再設定したほか、町民がコミュニティバスを乗り支える仕組みや利用実績を把握できるシステムを導入した。</p> <p><u>さらに、令和4年10月からは、コミュニティバス利用者の利便性向上のため、町北部の大規模小売店舗を経由するようルートを延伸するとともに、ダイヤの再編を行う予定である。</u></p> <p>今後、さらなる高齢化の到来が見込まれる中、高齢者による交通事故や孤立する高齢者等の発生を防ぐためにも、地域公共交通確保維持改善事業により地域公共交通の確保・維持し、いわゆる交通弱者の生活の足を確保していくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>【目標】</p> <p>○コミュニティバス乗車人数（実績 <u>75</u>人/日） <u>R3.4~R4.3</u> 目標 令和<u>5</u>年 100人/日 令和<u>6</u>年 100人/日 令和<u>7</u>年 100人/日</p> <p>○乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者（冊）（実績 <u>202</u>人） R3.4~R4.3 目標 令和<u>5</u>年 320人 令和<u>6</u>年 320人 令和<u>7</u>年 320人</p> <p>○外出が週1回未満の高齢者割合の減少（現状 6.3%）（<u>令和2年3月調査実施時点</u>） 目標 <u>令和7年度（※次々回調査実施時点）</u> 5%未満</p>
(2) 事業の効果
<p>今後増大する高齢者を中心とする交通弱者やデマンド型交通を導入していた交通不便地域（山西地区及び富士見が丘・松根地区）の、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、他の公共交通機関と連携するため、交通結節点を中心とした運行をすることで、交通弱者等の移動範囲が拡大したり社会参画が促進されたりして、結果として地域の活性化が期待できる。さらに、割引手形などの乗り支える仕組みを導入することで、交通弱者以外の方にも利用が促進され、現在の公共交通を維持する「乗り支える意識」の醸成を図る。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停ごとの乗降データを活用し、実績に応じた利用促進策及びバス停・バスルート の改編を検討する。(二宮町、地域住民)</li> <li>・沿線の学校に利用促進を行う。(二宮町)</li> <li>・高齢者は子どもに対する乗り方教室の開催を含めた利用促進を行う。(二宮町)</li> </ul>
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者</b>
別添の表1のとおり。
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b>
二宮町は、運行事業者の運行経費から、運行収入及び国庫補助金等を差し引いた差額分 を負担することとしている。
<b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>
神奈川中央交通西株式会社
<b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし
<b>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添の表5のとおり。
<b>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 23 年 8 月 4 日	協議会設立・事業内容についての協議
平成 24 年 1 月 18 日	ワークショップ、地域公共交通計画の協議
平成 24 年 2 月 21 日	地域公共交通における目標・基本方針の決定
平成 24 年 6 月 28 日	二宮町における地域公共交通施策の協議
平成 24 年 10 月 24 日	地域公共交通計画施策の検討、モビリティ・マネジメントの実施協議
平成 24 年 12 月 18 日	二宮町地域公共交通計画素案の検討
平成 25 年 2 月 22 日	二宮町地域公共交通計画（案）、生活交通ネットワーク計画（案）の協議
平成 25 年 6 月 26 日	生活交通ネットワーク計画の協議
平成 25 年 8 月 28 日	デマンドタクシーの運行、コミュニティバスの再編の協議
平成 26 年 3 月 28 日	デマンドタクシー・コミュニティバスの運行状況報告
平成 26 年 6 月 26 日	生活交通ネットワーク計画の協議
平成 27 年 2 月 19 日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況等の報告
平成 27 年 6 月 22 日	生活交通確保維持改善計画の協議
平成 28 年 1 月 29 日	平成 27 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 28 年 3 月 28 日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況の報告
平成 28 年 6 月 30 日	生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
平成 28 年 7 月 21 日	コミュニティバス及びデマンドタクシーの見直し方向性の協議
平成 28 年 12 月 21 日	デマンドタクシーの休止及びコミュニティバス再編の協議
平成 29 年 1 月 24 日	平成 28 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 29 年 3 月 9 日	コミュニティバス運行ルート・時刻表、乗り支える仕組み導入の協議
平成 29 年 5 月 19 日	コミュニティバス運行計画、二宮町地域公共交通計画の協議
平成 29 年 6 月 28 日	コミュニティバス運行計画の修正協議（書面協議）
平成 29 年 8 月 31 日	生活交通確保維持改善計画の協議

平成 30 年 1 月 31 日	平成 29 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 30 年 2 月 15 日	二宮町地域公共交通計画（中期施策）、バスの愛称の協議
平成 30 年 6 月 14 日	コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
平成 31 年 1 月 23 日	平成 30 年度事業評価の協議
令和元年 6 月 17 日	コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
令和元年 11 月 18 日	地域公共交通計画（後期施策）、交通実態調査アンケートの協議
令和 2 年 1 月 29 日	令和元年度事業評価の協議
令和 2 年 7 月 27 日～30 日	生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
令和 3 年 1 月 15 日～25 日	令和 2 年度事業評価の協議（書面協議）
令和 3 年 6 月 22 日	生活交通確保維持改善計画の協議等
<u>令和 4 年 1 月 26 日</u>	<u>令和 3 年度事業評価の協議等</u>
<u>令和 4 年 6 月 24 日</u>	<u>生活交通確保維持改善計画の協議等</u>

## 21. 利用者等の意見の反映状況

平成 23 年度	・町民アンケート調査（9 月）・町民ワークショップ（11 月～12 月）
平成 24 年度	・地区別懇談会及び地区別アンケート（6～9 月） ・二宮駅マイカー送迎モビリティ・マネジメント（11 月～2 月） ・町民意見募集（1～2 月）
平成 25 年度	・地区説明会（5 月・9 月）・地区役員との意見交換会（随時）
平成 26 年度	・地区役員との意見交換会（随時）・モビリティ・マネジメント（10 月）
平成 27 年度	・地区役員との意見交換会（随時） ・コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査（2 月）
平成 28 年度	・地区役員との意見交換会（随時）・見直しに向けた意見交換会（9 月・11 月） ・コミュニティバス運行ルート（案）及び時刻表（案）に対する意見募集（12 月～1 月）
平成 29 年度	・地区役員との意見交換会（随時）
平成 30 年度	・地区役員との意見交換会（随時）
令和元年度	・コミュニティバス車内における利用者アンケート（8 月）
令和 2 年度	・町民アンケート調査（12 月）
<u>令和 3 年度</u>	<u>・地区説明会及び利用者アンケート（令和 3 年 11 月～令和 4 年 1 月）</u>

## 22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	神奈川県（県土整備局都市部交通企画課）
関係市区町村	二宮町（ <u>政策部</u> ）
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川中央交通株式会社 神奈中タクシー株式会社 JR 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 一般社団法人神奈川県バス協会 一般社団法人神奈川県タクシー協会 神奈川県大磯警察署 神奈川県平塚土木事務所 二宮町（都市部）
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	学識経験者（東海大学教授） 神奈川県交通運輸産業労働組合 二宮町地区長連絡協議会 二宮町 P T A 連絡協議会

二宮町ゆめクラブ連合会 一般公募町民 二宮町（健康福祉部）
-------------------------------------

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県中郡二宮町二宮 9 6 1

(所 属) 二宮町政策部企画政策課（協議会事務局）

(氏 名) 竹内伸介・日高航太

(電 話) 0463-71-3312 内線 361

(e-mail) kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、**地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画**を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、**地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画**に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
二宮町	神奈川中央交通西株式会社	(1) 二宮町コミュニティバス1(右循環)	二宮駅北口	山西小学校前・富士見が丘児童館前	二宮駅北口	12.8km 循環	244日	488回			路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(2) 二宮町コミュニティバス1(左循環)	二宮駅北口	富士見が丘児童館前・山西小学校前	二宮駅北口	13.2km 循環	244日	488回			路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(3) 二宮町コミュニティバス2(右循環)	二宮駅北口	峠公園・西公園前	二宮駅北口	12.3km 循環	244日	488回			路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(4) 二宮町コミュニティバス2(左循環)	二宮駅北口	西公園前・峠公園	二宮駅北口	12.7km 循環	244日	488回			路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線バス系統の神奈川中央交通(株)秦野駅南口～二宮駅北口線と接続、二宮駅で鉄道JR東海道線と接続	③
			(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	二宮町
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	2858
交通不便地域等	568

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
140	富士見が丘地区	関東運輸局長指定
428	山西地区	関東運輸局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

二宮町地域公共交通活性化協議会において、令和4年6月24日に、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
  - ・別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
  - ・別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
  - ・別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件
  - ・平成29年9月30日（土）をもって休止とする。  
期間：平成29年10月1日（日）から平成30年9月30日（日）
  - ・休止期間を延長する。  
期間：平成30年10月1日（月）から令和元年9月30日（月）  
期間：令和元年10月1日（火）から令和2年9月30日（水）  
期間：令和2年10月1日（木）から令和3年9月30日（木）  
期間：令和3年10月1日（金）から令和4年9月30日（金）  
期間：令和4年10月1日（土）から令和5年9月30日（土）

令和4年6月24日

二宮町地域公共交通活性化協議会

会長 梶田佳孝

## デマンドタクシーの運行の休止について（案）

### ① 運行区域及び乗降場所

- ・変更なし

### ② 運賃

- ・利用者運賃（1回乗車する時に1人が支払う額）400円  
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 300円  
3人乗車 250円 4人乗車 200円とする。※未就学児は無料

#### 追加項目①（往復利用割引）

- ・往復運賃（往路・復路合わせて2回乗車する時に1人が支払う額）700円  
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 500円  
3人乗車 400円 4人乗車 300円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

#### 追加項目②（乗合利用促進キャンペーン）

- ・1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 250円  
3人乗車 200円 4人乗車 150円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

### ③ 運行委託事業者

- ・委託事業者 神奈中タクシー（株）

※運行事業費（1運行にかかる委託経費）

- ・ A地区（二宮駅・二宮町役場/町民センター・生涯学習センター） 1,230円
- ・ B地区（西友二宮店・マックスバリュ・町民温水プール） 1,650円

### ④ 運行時刻（出発時間）

9時（30）、10時（00/30）、11時（00/30）、12時（00/30）、13時（00/30）  
14時（00/30）、15時（00/30）、16時（00/30）、17時（00） ※平日の運行  
追加項目③（土日祝日運行）

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

## ⑤利用者の登録方法

- ・利用者は事前に利用登録を行う。(平成 27 年 10 月 1 日より開始)

## ⑥乗車する際の予約方法

- ・電話での予約(予約センターへ連絡をする。)
- ・登録者のみ利用可能。
- ・予約受付は乗車の前日まで、又は、乗車当日の 9 時から 16 時 30 分までとし、利用時刻の 30 分前までに予約をする。※ 9 時 30 分発は前日までの予約とする。

## ⑦運行概要

### (1) 旅客自動車運送事業の種類、態様

一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)

### (2) 使用する車両

- ・セダントイプ(乗車定員: 5 名)
- ・使用台数 27 台(※一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する。運行時はデマンドタクシーのステッカーを車両に貼る。)
- ・乗車定員 11 人未満の車両を使用する必要性  
運行対象地域は、道路幅員が狭く、また丘陵地であるため、中型及び大型車両で運行することは困難であるため。

## ⑧運行開始を予定する日(道路運送法第 4 条を変更する日)

平成 29 年 9 月 30 日(土)をもって休止とする

(平成 29 年 10 月 1 日(日)から平成 30 年 9 月 30 日(日))

休止する期間の延長 ・平成 30 年 10 月 1 日(月)から令和元年 9 月 30 日(月)

・令和元年 10 月 1 日(火)から令和 2 年 9 月 30 日(水)

・令和 2 年 10 月 1 日(木)から令和 3 年 9 月 30 日(木)

・令和 3 年 10 月 1 日(金)から令和 4 年 9 月 30 日(金)

・令和 4 年 10 月 1 日(土)から令和 5 年 9 月 30 日(土)